明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**六五）　一
〔告　示〕
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件　三
（**環境**八七）
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（**同**八八）　五
〔**官庁報告**〕
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　六
令和四年公認会計士試験合格者（公認会計士・監査審査会）
〔**公　告**〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責関係　二
**特殊法人等**
日本弁護士連合会懲戒処分関係　三元
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四三
**会社その他**
**会社決算公告**

## 省　令

### ○農林水産省令第六十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六の八条第一項及び第四十九条第一項並びに同法第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二十四日

農林水産大臣　野村　哲郎